

新聞で報道がありました「塗料製造元による水道管に使用されている塗料に関する不適切な行為」について、当企業団では、規格認証を行う日本水道協会からの情報収集や管材メーカーへのヒアリングなどを実施しています。

なお、現時点での情報及び対応は以下のとおりです。

(1) 不適切行為の内容

- ・ 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料の規格取得時に、同規格で規定されている試験条件と異なる条件で得られた試験結果により認証を取得した。
- ・ 規格認証品の中に、同規格で指定された以外の原料が使用されているものがある。

(2) 企業団で確認できている事項

- ・ 当該塗料は、主に水道管の外面で使用されており、水道管継手内面の一部分で水道水に接触するものの、その面積は限られています。
- ・ 構成市及び企業団で実施している定期水質検査において、これまで異常は確認されていません。

(3) 企業団の対応

- ・ 水質検査で異常がないことを踏まえ、引き続き水質状況を注視しつつ、水道用水の供給を継続しています。
- ・ 企業団の管路更新工事において、当該塗料を塗布した水道管を使用する可能性がある工事が1件あり、水道管の布設が一時的に止まっておりましたが、1月18日時点で、企業団で使用する水道管においては、問題がないことが確認できましたので、水道管の布設を、計画通り実施することとしています。

現時点において、水道用水の安定供給や供給水質に問題は生じておりません。引き続き情報収集に努め、適切に対応を行ってまいります。

※ (参考) 日本水道協会ウェブサイト <http://www.jwwa.or.jp/>

《問い合わせ先》

阪神水道企業団 総務部 総務課 総務係

TEL 078(431)4351 [代表]